

川崎市自治推進委員会 ニュースレター



Vol.5 / 平成25年11月
川崎市総合企画局自治政策部



第5回川崎市自治推進委員会では、報告書骨子の確認を行い、川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について審議しました。

平成25年10月9日に開催した第5回川崎市自治推進委員会では、小委員会において検討した報告書の骨子案の確認を行った上で、第2章及び第3章に記載する内容について意見交換を行いました。

今期委員会における調査審議事項

- 条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議
- 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議
 - ・ 事業者の社会的責任（CSR）について（条例第8条関連）
 - ・ 情報共有について（条例第23～27条関連）
 - ・ 参加について（条例第28～31条関連）
 - ・ 協働について（条例第32条関連）
 - ・ 評価について（条例第17条関連）
 - ・ 区民会議について（条例第22条関連）
 - ・ コミュニティについて（条例第9条関連）
- 報告書骨子の確認
- 条例に基づく取組の総合評価について

今回の調査審議事項

■ 今期委員会は以下の日程で調査審議しました。

H24年度 H24.12.3 第1回自治推進委員会

H25.3.25 第2回自治推進委員会

H25年度 H25.5.30 第3回自治推進委員会

H25.7.18 第4回自治推進委員会

H25.10.9 第5回自治推進委員会

報告書のとりまとめ

3月下旬 報告書を市長に提出

H26年度
以降

報告書の内容を踏まえた
必要な取組の検討・実施

報告書骨子の確認について

今期の自治推進委員会報告書には、次の骨子のとおり、第1章に当委員会の設置目的や調査審議事項などを、第2章に条例に基づく運営状況等を、また、第3章に今期委員会における調査審議結果を踏まえた、条例に基づく取組の総合的な評価を記載することとしました。

報告書骨子

はじめに

目次

第1章 川崎市自治推進委員会

- 1 川崎市自治基本条例
- 2 川崎市自治推進委員会の設置目的
- 3 第4期委員会の調査審議事項

第2章 川崎市自治基本条例に基づく取組状況等

- 1 調査審議の背景と調査結果概要に関する説明
- 2 条文の設置目的や条例に基づく制度・仕組みの運営状況について条文ごとに記載
- 3 個別審議事項の取り扱い

以下の7つの個別審議事項による審議内容については、該当する条文に関連する囲み記事として記載

第8条(事業者の社会的責任)、第9条(コミュニティ)、第17条(評価)、第22条(区民会議)、第23条～27条(情報共有)、第28条～31条(参加)、第32条(協働)

第3章 川崎市自治基本条例に基づく取組の総合的な評価

- 1 第4期委員会での調査審議結果を踏まえた川崎市自治基本条例の総合評価
- 2 今後、推進していくべき個別事項について

参加、協働、コミュニティ、区及び区民会議、情報提供



第5回自治推進委員会

川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について

条例に基づく取組の総合的な評価として、「参加」、「協働」、「コミュニティ」、「区及び区民会議」及び「情報提供」の5つのテーマについて(1)取組状況の確認、(2)課題、(3)今後の方向性・提案の3つの視点から審議を行いました。この中では、主にパブリックコメント制度、協働型事業の手续、様々な世代の参加促進、区民会議の委員構成や委員の任期などの在り方について意見が出ました。

参加に関する主な意見

- 行政の様々な取組に対して声を上げることによって様々な反響があれば、より一層市民が参加することになると言える。意見を出すことに意味があると市民が分かるような仕組みや成功体験が必要である。
- パブリックコメント手続の結果、市民の意見がどのようにくみ取られ、反映されたのかが広く市民にアピールされてもいいのではないか。
- パブリックコメント制度に対する市民的な関心が高まる必要があると思う。
- パブリックコメント手続を行う前段階として、出前講座などの機会を使って行政から説明するなど、市民の意見や希望が出せるということを身近に感じられるような、PRが必要だと思う。
- パブリックコメント制度の年次報告書のようなものがあると面白い。

協働に関する主な意見

- 活動資金の調達について、補助金や委託金など多様化しているので、市民も自発的に資金源の検討をすべきではないか。
- 地域の団体が公共施設の指定管理者になるケースが増えている。指定管理料は地域にとって身の丈に合った資金源であり、その施設は身の丈に合った活動拠点であると思う。
- 協働について検討・実践するに当たって、市民同士の協働と行政と民間の協働は、違う問題として意識すべきである。
- 協働で行う事業は、行政の資金を使うので、責任・公正さを担保するためには、申請時等における書類提出などの手続が必要なのは理解できるが、慣れていない市民にも分かりやすいものにしてほしい。
- 地域、行政、いろいろな団体を連携させることが、協働をうまく進める第一歩であり、その連携を担うコーディネータの役割が大事だと思う。
- 市民自主企画・自主学級では、市民と市民館の担当の職員と一緒に1つの事業をつくっていて、協働の学びの場となっている。職員も協働型事業であるとしっかりと認識することが必要。



コミュニティに関する主な意見

- まちづくりの分野においても、地区まちづくり育成条例のようなコミュニティを支援する仕組みがあり、川崎市でも実績が出始めていると思う。
- 若い人は、子育てサロンの出前講座などを通じて、防災の知識を学んでいる人もいるが、地域の防災訓練に参加したことがない人が多い。防災訓練の際に、子育て中の方や高齢者なども一緒に取り組めるような活動が望まれる。
- 高齢化が進むにつれて、高齢者のニーズに合わせた活動が多くなるので、若い人のニーズに合わなくなる。若い人が振り向くような活動が必要であるし、子どもの時から育成をしていくことによって、子どもの親など若い人も巻き込んでいく必要がある。
- 防災訓練の際に、1つの町会だけで行うのではなく、小学校区単位の町会連合で取り組むというような企画が、次のステップとして必要になってくる。
- 町内会・自治会の単位よりももっと大きな単位で取り組むことが機能的なため、小学校区を新しい地域コミュニティとして考えても良いのではないか。

区及び区民会議に関する主な意見

- 団体代表の委員は、区民会議での審議結果を所属する団体に持ち帰って、実行する役割を期待されているが、会議の中では、団体を背負っているために、歯切れのいい発言が出来なくなるという側面があるのではないか。
- 各区で区民会議の報告会が開かれるようになってきているが、報告だけで終わっている。区民会議は、これで良いのかということを自分たちで点検して総括するようなことも必要ではないか。
- 区民会議で設定する審議テーマについて、ハードに関するものが含まれず、ソフトやコミュニティといった話題に限定されているように感じる。
- 区民会議の認知度を上げるためには、何でも話しやすいような環境にして、区民が興味を持つような区民会議にしていく必要がある。
- 評価まで行うには、任期2年ではサイクルが短すぎる。少なくとも3年は必要なのではないか。

情報提供に関する主な意見

- パブリックコメント制度の広報をするときに、意見がどのように計画等に反映されたのかなどについて、市のホームページ等で公表していることについて、市民へ丁寧に案内すると良いと思う。

発行/
お問い合わせ先



川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2168 FAX 044(200)3800 メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp

ホームページもあわせてご覧ください。

川崎市自治基本条例



※ 市の電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」の「かわさき自治マガジン」からも最新情報をお届けしています。